

■自動車保管場所提出書類について（書類代行のみ）

新車の登録を書類代行で行う場合に必要な書類になります。
登録車と軽自動車で記入する書類が異なりますので
ご注意ください。

登錄車(保管場所証明申請手續)

- ・別記様式第1号
 - ・別記様式第2号

軽自動車(保管場所届出手続)

- ・別記様式第2号のみ

■自動車保管場所証明申請書について (書類代行のみ)

別記様式第1号

別記様式第1号 (第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
ニッサン	6AA-GFC28	GFC28-XXXXXX	長さ 465 幅 169 高さ 187
自動車の使用の本拠の位置		東京都品川区西五反田○-○-○	
自動車の保管場所の位置		東京都品川区西五反田○-○-○ 日産駐車場 NO.1	

記入する車両情報は
担当者より
ご案内いたします。

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

202X年 XX月 XX日 → 警視庁管内:書類作成日
首都圏各県警:書類提出日

警察署名 警察署長 殿
管轄警察署名を記入
担当者よりご案内
いたします。

申 請 者 氏 名 電 話 番 号	〒 (141-0XXX) 東京都品川区西五反田○-○-○ (フリガナ) (カブシキガイシャ ○○コウギョウ ダイヒヨウトリシマリヤク ニッサンタロウ 株式会社 ○○工業 代表取締役 日産 太郎 03-XXXX-XXXX
---	---

第 号 自動車保管場所証明書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

年 月 日

警視庁 警察署長

個人→印鑑証明(住民票)の住所
法人→登記簿謄本の住所

法人の場合:役職名+代表者名

[注] この証明書の有効期限は、
证明日から「概ね1か月」です。

備考 1 次に掲げる場合は、所在団の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために必要であると認めるときは、所在団の提出を求めることができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が所有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名 日産東京販売株式会社 ○○店 電話 03-XXXX-XXXX	新規	車両番号	前車	品川 5XX こ・777
------	----------	-----	--------------------------------------	----	------	----	--------------

使用権原に○をつけてください
自己→自己で土地を所有している場合
他人→駐車場を借りている場合
共有→土地が共有名義の場合

新規に○→駐車場の使用が初めての場合
代替に○→駐車場を引き続き使用する場合
前車の登録番号を記入してください

■自動車保管場所届出書について（書類代行のみ）

別記様式第2号

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・ 変更 ）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ニッサン	6AA-GFC28	GFC28-XXXXXX	長さ 幅 高さ	465 169 187 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都品川区西五反田〇-〇-〇			
自動車の保管場所の位置 (変更前)	東京都品川区西五反田〇-〇-〇 日産駐車場 NO.1			

新規・変更に○をつけてください
新規→新規に申請する場合
変更→現在の車両と同じ駐車場で申請する場合

登録または軽に○をつけてください

記入する車両情報は
担当者より
ご案内いたします。

上記の事項について届出をします。

警察署名 警察署長殿

↑
管轄警察署名を記入
担当者よりご案内
いたします。

202X年 XX月 XX日 →

〒	(141-0XXX)
届出者	東京都品川区西五反田〇-〇-〇
氏名	(フリガナ) (カブシキガイシャ ○○コウギョウ ダヒヨウトリマリヤク ニッサンタロウ)
電話番号	株式会社 ○○工業 代表取締役 日産 太郎 03-XXXX-XXXX

警視庁管内：書類作成日
首都圏各県警：書類提出日

第 号

使用権原	自己	他人・共有	連絡先	氏名 日産東京販売株式会社 ○○店 電話 03-XXXX-XXXX	新規代替	車両番号	前車現車	品川 5XX こ・777
------	----	-------	-----	--------------------------------------	------	------	------	--------------

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては、「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては、「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては、「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において

4 次に掲げる場合は、所在団

(1) 自動車の使用の本拠の位

であり、かつ、届出に係る

(2) 自動車の使用の本拠の位

5 用紙の大きさは、日本産業

使用権原に○をつけてください
自己→自己で土地を所有している場合
他人→駐車場を借りている場合
共有→土地が共有名義の場合

新規に○→駐車場の使用が初めての場合
代替に○→駐車場を引き続き使用する場合
前車の登録番号を記入してください

個人→印鑑証明(住民票)の住所
法人→登記簿謄本の住所

法人の場合：役職名+代表者名